

笠間市中学生海外研修補助金交付要綱

令和 5 年 3 月 2 4 日

告示第 1 3 0 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、中学生に海外での研修を通して英語の語学力向上、相互理解能力、主体性及び積極性を身に付けさせることにより、国際社会の中で活躍できる人材を育成するため、海外研修に要する経費を支払った者に対し、予算の範囲内において笠間市中学生海外研修補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、笠間市補助金等交付規則（平成 1 8 年笠間市規則第 3 2 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 海外研修 国外の学校や語学研修所等が行う英語の語学研修プログラムへの参加を目的とする 2 週間以上の旅行
- (2) 保護者 子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、第 6 条の規定による補助金の申請時において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に定める中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部で、当該年度内に実施する海外研修に参加が決定している生徒の保護者
- (2) 生徒及びその保護者が本市の住民基本台帳に登録されていること。
- (3) 実用英語検定 3 級程度以上の英語力を有している生徒の保護者
- (4) 生徒の保護者及びその者と生計を一にする者において市税を滞納していないこと。
- (5) この告示による補助金の交付を過去に受けていないこと。
- (6) 笠間市暴力団排除条例（平成 2 3 年笠間市条例第 2 6 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当しない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、海外研修に要する往復渡航費、滞在費、授業料、現地での研修費用等とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から他の補助金等の額を差し引いた額の2分の1以内とし、30万円を限度とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、笠間市中学生海外研修補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して渡航日の前日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、申請者に対し、笠間市中学生海外研修補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、帰国した日から30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに笠間市中学生海外研修補助金実績報告書（様式第3号）及び海外研修終了報告書（様式第4号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、笠間市中学生海外研修補助金交付確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の規定による通知を受けた者で、補助金の交付を受けようとするときは、笠間市中学生海外研修補助金交付請求書（様式第6号）に係る書

類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の範囲内において、補助金を概算払により交付することができる。
- 3 前項の概算払を受けようとする者は、笠間市中学生海外研修補助金交付請求書（概算払・精算払）（様式第7号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 4 概算払により補助金の交付を受けたときは、第8条の規定により実績報告を行う際に、笠間市中学生海外研修補助金交付請求書（概算払・精算払）（様式第7号）を提出しなければならない。
- 5 市長は、前項で提出された内容を審査し、交付すべき補助金の額を超える補助金が既に交付されているときは、笠間市中学生海外研修補助金交付取消通知書（様式第8号）により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたときは、笠間市中学生海外研修補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、補助金の交付決定の全部を取り消し、既に交付した補助金の全部の返還を命じることができる。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年笠間市告示第109号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号 （第 6 条関係）

年 月 日

あて先 笠間市長

申請者（保護者）

住所 笠間市
ふりがな
氏 名
電話番号（日中連絡が可能な連絡先）

生徒

住所 笠間市
ふりがな
氏 名
学校名・学年

笠間市中学生海外研修補助金交付申請書

笠間市中学生海外研修補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。なお、申請書の提出にあたり、同要綱第 3 条の要件をすべて満たすことを宣言するとともに、審査において市税等の納付状況を確認することについて同意します。

記

1. 研修の目的
2. 研修の計画
3. 経費内訳

経 費	金 額	他の補助金等	自己負担額
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
合 計	円	円	円

(添付書類)

- (1) 申請者が負担した経費の領収書（払込書等の写しを貼付のこと）
- (2) 研修プログラムの内容を示す書類
- (3) 研修プログラムの内定書の写し等
- (4) 誓約書
- (5) その他市長が指示する書類

誓 約 書

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について制約します。

私は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を返還することに異議はありません。

記

- 1 補助金の交付を受けてから、海外研修が始まる前に、生徒又は保護者の責により事業の実施が不可能になった場合は、補助金の全額を返還する。
- 2 海外研修の途中で、生徒又は保護者の責により事業の実施が中断若しくは不可能になった場合は、補助金の全額を返還する。

年 月 日

住 所

申請者（保護者）氏名（自署）

様式第 2 号 （第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

笠間市長

笠間市中学生海外研修補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった笠間市中学生海外研修補助金について、下記のとおり交付（不交付）とすることに決定したので、笠間市中学生海外研修補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額	円
不交付の理由	

笠間市中学生海外研修補助金交付要綱第 1 1 条の規定に該当する行為があった場合は、同条の規定に基づき、補助金の返還を求める場合があります。

様式第 3 号 （第 8 条関係）

年 月 日

あて先 笠間市長

申請者（保護者）	住 所	笠間市
	ふりがな	
	氏 名	
	電話番号（日中連絡が可能な連絡先）	
生 徒	住 所	笠間市
	ふりがな	
	氏 名	
	学校名・学年	

笠間市中学生海外研修補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった 年
度笠間市中学生海外研修補助事業について、下記のとおり研修を実施したので、笠
間市補助金等交付規則及び笠間市中学生海外研修補助金交付要綱の規定により関
係書類を添えて報告します。

記

- 1. 研修の実施内容 笠間市中学生海外研修終了報告書のとおり
- 2. 研修の期間 笠間市中学生海外研修終了報告書のとおり
- 3. 経費支出実績

経 費	金 額	他の補助金等	自己負担額
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
合 計	円	円	円

（添付書類）

渡航したことが確認できる書類として、パスポートの個人が特定できる部分及び
査証受付印部分の写し等を添付すること。

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

あて先 笠間市長

申請者（保護者）	住 所	笠間市
	ふりがな	
	氏 名	
	電話番号（日中連絡が可能な連絡先）	
生 徒	住 所	笠間市
	ふりがな	
	氏 名	
	学校名・学年	

笠間市中学生海外研修終了報告書

年度笠間市中学生海外研修補助金を受けた海外研修が終了しましたので、笠間市中学生海外研修補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、下記の書類を添えて報告します。

記

（添付書類）

- 1 研修成果報告書
- 2 研修日程表
- 3 研修プログラムの修了書又は研修先の学習に関する報告書
- 4 帰国した日付けが確認できる書類

様式第 5 号 （第 9 条関係）

笠間市中学生海外研修補助金交付確定通知書

年 月 日

様

笠間市長

年 月 日付け笠間市中学生海外研修補助金実績報告書により補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助金確定金額 金 円

内訳	補助金交付額	金	円
	補助金既交付金額	金	円
	補助金返還金額	金	円

2 補助要件

笠間市中学生海外研修補助金交付要綱及び笠間市補助金等交付規則を遵守すること。

様式第 6 号 （第 1 0 条関係）

年 月 日

あて先 笠間市長

申請者（保護者）

住 所 笠間市

ふりがな

氏 名

電話番号（日中連絡が可能な連絡先）

生 徒

住 所 笠間市

ふりがな

氏 名

学校名・学年

笠間市中学生海外研修補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった 年度
笠間市中学生海外研修補助事業について、下記のとおり事業を実施したので、笠間市補助金等交付規則及び笠間市中学生海外研修補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求金額 金 円

上記の金額を次の口座へ振り込んでください。

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	本・ 支店名	本店・支店 出張所
口座種別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

※口座名義が「申請者（保護者）」と異なる口座への振り込みとなる場合は、別紙「委任状」を提出すること。

※申請にあたっては、振込口座の写しを必ず添付すること。

別紙

委任状

代理人

住所

氏名

私は上記の者を代理人として、笠間市中学生海外研修補助金を受領することを委任します。

令和 年 月 日

申請者

住所

氏名

印

様式第 7 号（第 10 条関係）

年 月 日

あて先 笠間市長

申請者（保護者） 住 所 笠間市
ふりがな
氏 名
電話番号（日中連絡が可能な連絡先）
生 徒 住 所 笠間市
ふりがな
氏 名
学校名・学年

笠間市中学生海外研修補助金交付請求書（概算払・精算払）

年 月 日付け 第 号付決定の通知があった 年度笠
間市中学生海外研修補助金を次のとおり（概算払・精算払）してください。

記

請求金額 金 円

内訳 補助金交付決定額又は確定額 金 円
補助金既交付額 金 円
今回請求額 金 円
残額 金 円

上記の金額を次の口座へ振り込んでください。

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	本・ 支店名	本店・支店 出張所
口座種別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

※口座名義が「申請者（保護者）」と異なる口座への振り込みとなる場合は、別紙「委任状」を提出すること。

※申請にあたっては、振込口座の写しを必ず添付すること。

様式第 8 号 （第 1 0 条・第 1 1 条関係）

笠間市中学生海外研修補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

笠間市長

年 月 日付けで交付決定をした補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、笠間市中学生海外研修補助金交付要綱（第 1 0 条・第 1 1 条）の規定により通知します。

記

交付決定取消額	円
返還額及び返還期限	円 年 月 日までに返還
取消・返還の理由	

様式第 1 号（第 6 条関係）

様式第 2 号（第 7 条関係）

様式第 3 号（第 8 条関係）

様式第 4 号（第 8 条関係）

様式第 5 号（第 9 条関係）

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

様式第 7 号（第 1 0 条関係）

様式第 8 号（第 1 0 条・第 1 1 条関係）